足立区緊急避難路整備事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、木造住宅密集市街地等のまちなかにおける災害時の避難、消火、救助活動等を困難にするおそれがある袋路通路及び袋路道路（以下「袋路通路等」という。）の防災性の向上を推進するため、その環境整備の促進と空間の確保に関し必要な事項を定め、もって災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、次項各号の定めによるほか、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。

２　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　木造住宅密集市街地等　足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え推進要綱（２６足都建発第４３０号）別表に定める特定地域をいう。

（２）　通路　通行の用に供されているが、法上の道路に該当しない道をいう。

（３）　区民等　区内に存する土地において建築物の建築又は工作物の築造をしようとする者及び区内に存する土地又は建築物に関して権利を有する者をいう。

（４）　袋路通路　通路のうち、その一端のみが法上の道路に接続する袋路状の通路をいう。

（５）　袋路道路　道路のうち、その一端のみが法上の道路に接続する袋路状の道路をいう。

（６）　袋路始端部　法第４２条に規定する道路と袋路通路とが交わる部分をいう。

（７）　始端部敷地　法第４３条第１項の規定に適合し、法第４２条に規定する道路と袋路通路とが交わる角に接する建築物の敷地をいう。

（８）　袋路通路始端部等　始端部敷地及び敷地の一部が法第４２条の適用を受ける道路に２メートル以上接し、法第４３条第１項の規定に適合する敷地が袋路通路に接する部分をいう。

（９）　街区プラン　足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え推進要綱に定める通路網計画等をいう。

（10）　緊急避難路　袋路通路等において、災害時に複数の方向に避難することができる避難路をいう。

（対象区域）

第３条　この要綱の対象となる区域は、木造住宅密集市街地等であり、防災安全性の向上を図るべき、緊急性の高い区域とする。

（区の責務）

第４条　区は、この要綱に基づく袋路通路等の整備について、区民等及び指定確認検査機関の理解と協力が得られるよう啓発に努めるとともに、整備に関する指導その他必要な措置を講じなければならない。

（区民等の責務）

第５条　区民等は、この要綱に基づく袋路通路等の整備の目的を理解し、その実施に協力するよう努めなければならない。

（指定確認検査機関の責務）

第６条　指定確認検査機関は、この要綱に基づく袋路通路等の整備の目的を理解し、その実施に協力するよう努めなければならない。

（袋路通路始端部等における通路拡幅に係る奨励金）

第７条　区長は、街区プランに従い、袋路通路始端部等における通路拡幅を行う所有者に対して、予算の範囲内において、奨励金を交付することができる。

２　前項に規定する奨励金の交付等に必要な事項については、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱の定めによる。

（袋路通路始端部等における拡幅整備に係る費用の助成）

第８条　区長は、街区プランに従い、袋路通路始端部等の拡幅整備をしようとする者に対して、予算の範囲内において、その費用を助成することができる。

２　前項に規定する助成金の交付等に必要な事項については、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱の定めによる。

（袋路通路等における緊急避難路の整備に係る費用の助成）

第９条　区長は、袋路通路等に緊急避難路を整備しようとする者に対して、予算の範囲内において、その費用を助成することができる。

２　前項に規定する助成金の交付等に必要な事項については、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱の定めによる。

　　　付　則（２７足都建発第６２９号　平成２７年１０月３０日区長決定）

　この要綱は、平成２７年１１月１日から施行する。

　　　付　則（２７足都建発第１２１７号　平成２８年３月１７日区長決定）

　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　付　則（３０足都建発第８８７号　平成３０年９月２１日区長決定）

　この要綱は、平成３０年９月２５日から施行する。